



観光コンサルタント - エコ観光へ

和歌山県南部の某市の要望で観光振興のコンサルタントをやった。実地調査で、熊野古道のひとつに近い熊野川沿いに奈良県五条市から熊野本宮を経由して和歌山県の新宮市に至る国道168号線の130キロを平均時速30キロで5時間かかって走った。途中無数の対向車線がない両方向一車線の道をいったからだ。大雨が降ると崖崩れがあり2~3日は通行不能になることが年2、3度はあるという。1,300メートル前後の紀伊山脈が走り熊野川が深い谷をつくり降雨量は年間2千ミリと本州で一番多いところだ。従って山・川・森・温泉の自然観光資源は多い。

さらに平安中期から鎌倉時代にかけて上皇や法皇による熊野御幸から始まり庶民まで多くの人々が熊野三山(本宮、新宮、那智大社——那智の滝)へ物見遊山も兼ねて参拝し江戸時代には熊野講と称して最盛期に達した。従ってこの三山を中心に歴史的観光資源にも恵まれたところでもある。

大阪・名古屋の主要都市圏からJR紀勢本線でどちらからも4時間程度かかる。海岸沿いの国道42号線は、対向一車線がほとんどである。従って紀南地方へのアクセスは悪い。さらに悪いのは、域内道路が国道とはいえ村道を舗装したに過ぎない状況だからだ。和歌山県のデータを調べてみると年間宿泊客は串本(潮岬)を含めても紀南で200万人を切っており、不況下で200万人弱で推移している。少ないといえる。

コンサルタントとしての提案は、まずアクセス手段の改善(紀勢本線の高速化)とPFIによる特定渋滞地のバイパスづくり、交通標識の整備、地域道路両方向一車線への地点毎の提案。次に本来の観光振興策としては、当面10年間はアクセス手段の改善を継続しつつ、このインフラの悪い状況を逆手にとって「秘境」で宣伝し、ソフトツーリズム路線、すなわちゆっくり滞在型で、生活リズムを現地に合わせてもらい、複数のメニューのある体験学習イベントを常置し、知的好奇心を刺激し、清潔で簡素な宿泊と楽しい体験を売る路線へ転換を勧告。すなわち今までのハードでマスツーリズム路線の唯単なる歴史や自然の見学と豪華な宿泊を売るのではなく、創造的・再生といやしを売る路線への転換である。はやり言葉でいえば、エコ観光(例;くじらウオッチング説明付き体験)グリーン観光(例;吉野杉林育成・製材・木工体験)を導入することである。

(文佳)



カンボディア 縫製工場で働く女性



平成13年度 第2回理事会および外務省経済協力局国際機構課長との懇談会開催

ECFA 事務局

■ 平成13年度第2回理事会

平成13年7月19日(木) 午前10時より当協会会議室において、平成13年度第2回理事会が開催された。当日は和田会長、松下専務理事をはじめ理事13名、監事1名、代理7名が出席し、下記の審議及び報告が行われた。

< 審議事項 >

1. 会員の入退会

(株)コーエイ総合研究所の賛助会員入会が承認された。

< 報告事項 >

1. 平成13年度第1四半期活動及び収支状況
2. 松田岩夫経済産業副大臣との懇談会
3. 平成13年度ECFA基金について
4. 平成14年度国庫補助金予算要求について
5. 第2次ODA改革懇談会
6. 公益法人問題についての動き
7. ECFA 事務局の組織改訂について

本理事会では、(株)コーエイ総合研究所の賛助会員入会が審議され、承認可決した。報告事項の主なものとしては、まず第1四半期活動及び収支状況について報告があった。

平成14年度国庫補助金予算要求については、今年度で調査団に関する補助金が終了するので、それに替わる補助金の要求を準備している旨報告があった。

公益法人問題についての動きは、『中間法人法』の制定及び現在策定作業が進められている『公益法人の運営の適正化に関する法律案(仮称)』に関して報告があった。

ECFA 事務局の組織改訂については、組織のフラット化と担当業務責任の中堅若手スタッフへの移行を目的にした組織改訂とその職員構成について報告があった。

■ 外務省経済協力局国際機構課長とECFA理事との懇談会

また、理事会終了後には、外務省経済協力局国際機構課長 磯部博昭氏をお招きし、ECFA役員との懇談会が開催された。磯部氏からは、「後発開発途上国(LLDC)向けODAのアンタイド化問題」についてお話しいただいた。

まず、経緯としてOECD/DAC(開発援助委員会)において、対象をLLDC向けのODAに限定した上で、アンタイド化(ひも付きを解除する、即ち調達先を自国に限定しないこと)する勧告について1998年以降議論を重ねてきた経緯についてご説明頂いた。その結果DACハイレベル会合までの議論において日本は、「顔の見える援助」の観点から、技術協力をアンタイド化の対象としないことなどを確保したこと、さらにDACハイレベル会合において、日本は現行の援助スキームを維持することを留保した上で、2001年4月のハイレベル会合において、本件勧告に暫定的に合意したことについて説明がなされた。さらには、これに対して、最終的に日本も含め5月中旬までにメンバーから異議が表明されなかったことから、これが勧告として正式に成立したとの報告があった。

従って、日本のLLDC向けODA総額11億7600万ドル(98年約束額)のうち勧告対象部分は無償資金協力の8億200万ドル(68%)と有償資金協力(3%)であり、食料援助などの無償資金協力量1億1200万ドル(10%)と技術協力部分の2億2600万ドル(19%)は勧告対象外となったことが報告された。

磯部氏からの報告後、参加理事との間で活発な質疑応答および意見交換が行われた。

なお、次回の理事会は平成13年9月20日(木)に開催予定である



■ WTOの歴史と意味

1947年に貿易の自由・無差別を原則とし関税・課徴金は認めるものの数量制限を禁止するというGATT(関税及び貿易に関する一般協定)が32カ国の調印を経て発足した。1994年ウルグアイ・ラウンドに参加した124カ国の閣僚がモロッコに集まりWTO設立協定の調印を経て1995年にGATTを改組した常設国際機関WTO(世界貿易機関)が発足した。目的は、貿易協定の運用、貿易交渉の場の提供、貿易紛争処理、加盟国貿易政策の監視、技術支援、他の国際機関との協力である。加盟国は135カ国で世界貿易の90%以上を占める。事務局はジュネーブにあり局長以下500名の職員がいる。

■ 途上国とWTO

1994年の調印以降新規メンバーとなった国は12カ国ある。市場経済移行国としてモンゴル、ブルガリア、キルギス、ラトビア、エストニア、グルジア、クロアチア、アルバニアの8カ国、中南米のエクアドルとパナマ、中東のヨルダンとオマーンである。一方、現在オブザーバーとして参加しWTO加盟申請中の国が28カ国ある。アルファベット順で挙げると、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、ケープベルデ、中国、カザフスタン、ラオス、レバノン、マケドニア、ネパール、ロシア、サモア、サウジアラビア、セイシェル、スーダン、台湾、トンガ、ウクライナ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、イエメン、ユーゴスラビアである。これらが加盟した暁には文字通り世界的な貿易組織(協定)になる。

■ WTOに加盟することのメリットと課題

通信や輸送の飛躍的な発達によって世界貿易への参加は不可避でありまた積極的に参加していくことによって、所得・貯蓄・消費が増大する機会を獲得することができる。しかし、これを実現するためには、まず国際的な貿易ルールの理解、

国内法の改正、新規ルールの提案といったことが必須であり、これらを自国のみで貿易相手と個別交渉し実現することは膨大な時間とコストがかかる。利用可能な資源が乏しい途上国は、時間・コスト節約的な観点からWTOに加盟するほうがはるかにいい。これがおおきなメリットである。

一方、WTOに加盟することによる課題は、短期的には打撃を受ける産業部門での失業増大、輸出減少・輸入拡大による貿易赤字の拡大、失業者救済のための財政支出の拡大などによる脆弱な途上国の経済・政治への打撃である。さらに中長期的には、幼稚産業の発展の可能性がなくなること、それによって貧困削減を目指している当該途上国の経済開発が計画どおり実現しなくなることである。

■ 途上国におけるコンサルティングの必要性

このような自由貿易化の進展に伴う国内的な摩擦の解決はWTOの枠組みの中では途上国自身の手に委ねられている。貿易の自由化と世銀・IMFによって推進されている国内経済の自由化は確かにその道筋を誤らなければ、理論的には発展の次のステージを迎える。しかし、この一見万能薬のようにみえる内外の経済自由化は途上国にとっては一步誤れば膨大な社会的コストを伴うものでもある。WTO体制が途上国に細い道筋をたどる「調整政策」を委ねている以上、途上国側の官民に新たにこのような調整政策を策定・実施できる能力を持たせることが不可欠である。また従来の国家開発計画を自由化を視野にいれた国家開発計画に修正していく能力、貿易・経済自由化の開発・環境へのネガティブな影響を特定し緩和するような計画策定・実施能力も必要である。

■ 途上国の能力向上支援

国際的な制度構築を進めていく上では、途上国に対して、新たな交渉に参加するインセンティブを与えるとともに、合意されたルールの実施を確

保するための体制整備を行うことが重要である。能力向上の役割としては、1)既存ルールの実施能力の向上と、2)新たな分野におけるルール策定を行うに当たり必要な能力の向上の大きく2つの側面がある。既存ルールの実施能力の向上が重要になった背景には、ウルグアイ・ラウンドの結果、途上国のWTO協定遵守義務が飛躍的に拡大したことが挙げられる。GATS(サービス貿易協定)やTRIPS(貿易に関わる知的所有権)協定、TRIM(貿易に関わる投資法制)協定といった協定を実施するためには、専門的な能力を有するスタッフが必要である。また、WTOの紛争解決手続きの利用実態を見ると、途上国の被協議要請件数は協議要請件数よりも多く、その6割以上が米国・EU等先進国によるものとなっている。途上国にとっては、こうした紛争解決手続きに参加していくことも大きな負担である。

このような状況下で途上国のWTO協定実施能力を高める支援を実施することで、ルールの実効性を確保していくことが途上国にとっても日本にとっても重要である。

同様に新分野におけるルール策定についても、途上国に対して新たなルールの必要性に関して理解を促す必要がある。さらに、新分野におけるルール策定を円滑に行うためにも、国内制度の整備等の支援が必要である。

■ 加盟申請国への支援

現在加盟申請中の28ヶ国にも同様な支援が必要である。加盟のためには多国間で行われる加盟議定書交渉と、二国間で行われる市場アクセス交渉を妥結させることが条件となっている。非加盟国が申請すると、理事会が作業部会を設置する。その後加盟議定書交渉では、申請国が自国の貿易制度を報告し、各国からの改善提案をうけて多国間交渉を実施する。この後多国間交渉を経て申請国は加盟後の制度改善について約束を行う。一方、同時並行的に市場アクセス交渉が始まる。申請国が自国の市場アクセス改善提案を行い、それに対して加盟国がさらに要望を提出、関心のある国が個別に当該国と交渉を行う。この両プロセスがある程度の成果をみたときに閣僚会議または

理事会によって加盟承認を行うことになる。このプロセスは、かなり時間とコストがかかり、また高度な専門性を要する作業でもある。中小途上国では十分に対応できないので、日本との貿易関係が深い東南アジアから順次積極的な支援を行っていくべきであろう。

■ 今後必要なソフト・コンサルティングサービス

当面は、加盟希望国へのWTO加盟のための、また新規加盟国のWTO規定遵守のための貿易・金融・法制度などの専門性を必要とするコンサルティング需要が発生する。

また、数年後には、WTOプロセスを取り込んだ国家開発計画の策定、関係法規の整備、産業政策、インフラ整備、人材開発といった膨大なより根本的で重要なコンサルティング需要が発生することは確実である。一方、供給者側をみると、日本国内での専門業務経験に加えて世界スタンダードの知識、英語などでの業務能力、途上国業務経験を兼ね備えたコンサルタントあるいはそのグループの組成が必要である。これには、ハードが中心の海外コンサルティング企業に、大学、研究機関、国内業務中心のコンサルタントなどを加えた総合的なアプローチが必要となってくる。

■ 海外コンサルタント活動の環境整備

現在進行している日本国内の構造改革とともに、国際標準のWTO対応可能なコンサルタントチームを自由に構成できるような日本国内の契約・雇用形態の見直しも同時に必要である。

また途上国のWTO対応は多かれ少なかれ一定の業務の束なので、このような「タスクフォース」を数グループ国内に待機させれば、日本から個別国への支援協定が締結されしだい機動的に対応できるようになる。

これにあわせてJICAなど発注者には、複数回発生する類似業務を一回の主契約で済ませられるような「一括契約」の採用が望まれる。発注者は、競争入札を経て一括契約によってタスクチームを数グループ確保し、適宜個別国へ具体的業務命令によってそれらのチームを派遣するという仕組みである。



1. 聖域なき改革とODA

改革断行内閣として小泉内閣が誕生し、4ヶ月が経とうとしている。小泉内閣は財政構造を聖域なく見直すの方針を打ち出しており、来年度予算に関しても重点分野に配慮をする一方で、従来分野に関しては大きく削減し、これまでにない緊縮型の予算を編成している。新聞報道にあるとおり、ODAに関しても聖域扱いはされず、今年度比10%削減の方針で予算編成が進められている。国内公共事業も縮小していく中、開発コンサルティング企業にとっては非常に厳しい状況に突入しつつあるといえるだろう。

出口の見えない不況の中、頼りのIT分野も失速しつつあり、国民のODAに対する態度にもODA削減を肯定する動きがある。国内にこれだけ多くの課題を抱えており、国民はODAに利益を見出しにくいというのが現実であろう。JICAの行った調査¹によれば、国民は国際協力に対する高い関心を有している一方で、途上国に対する悪いイメージを有しているという振れた結果が出ている。途上国に対する国際協力が身近なものになっておらず、結果として、今回のような調査結果が出てきてしまったのではないだろうか。政府、自治体、NGO、大学、企業を巻き込み、国際協力を戦略的に国民ニーズと結びつけていく施策づくりが求められているように思われる。

先日、CDI-JAPAN²の九州合宿に参加する機会があり、地域主体の国際協力の現状と課題に関して、非常に刺激的な勉強をすることができた。地域主体の国際協力をスポットをあて、今後の国際協力の方向性と開発コンサルティング企業の新しい役割を模索してみたい。

2. 地域主体の国際協力の重要性

近年、自治体や地域社会による国際協力活動が急速に活発化し、地域同士のネットワークが着実に広がりつつある。また、現在の国際協力の考え方となる

「持続可能な開発」、「分権的協力」、「良い統治（グッド・ガバナンス）」、「人間開発」といった流れを見ていると、途上国側のニーズがより生活に密着した分野へ多様化していくとともに、予防医療等、自治体等がノウハウを有するソフト分野の支援のニーズが高まっている。

しかし、日本国内の地域が有する資源の把握はまだ十分になされていないため、今後、国際協力における地域の主体性を高めていくためにも、各地域の有するリソースを整理していく必要がある。現在、JICAにおいても、地域のリソースの発掘・整理に力を入れている。ここでは、地域における国際協力の主な関係者を自治体、NGO、CBOとして考え、既に行われている地域主体の国際協力の事例をいくつか紹介してみたい。

地域発の国際協力の事例は、九州に多くみることができる。北九州市（環境技術・工業技術）、福岡市（廃棄物埋立）、大分県（一村一品運動などの地域振興行政）、水俣市（住民参加型環境保護行政）、宮崎県内のNGOアジア砒素ネットワーク（砒素汚染対策）、鹿児島県内のカラモジア運動（循環型農林業）等の活動が成果をあげている。

このうち、鹿児島県の「カラモジア運動」は、タイ、フィリピン、インドネシア、モンゴル、ベトナム、ミャンマー等、アジア諸国の農村リーダーを招聘し、農業・環境技術の研修を行う一方で、県下の高校生をアジアの農村に派遣し、ボランティア活動等を行ってきた。近代化が急速に進むアジア地域で、かつて日本の農村や都市が体験した過疎化や都市公害、環境汚染の教訓を活かし、環境に優しい地域の自立に貢献するというのが、カラモジアの趣旨である。ECFAも、過去にJICAの「フィリピン地方生計向上プロジェクト」で本件に関わる機会があり、フィリピンからの研修生に対して大分県大山町等での研修を行った経験

1. 「途上国の印象いまひとつ」日本経済新聞2001年7月2日

2. CDI（Community-Based Development Initiative）の略称。

CDIとは地域の市民グループ（Community-Based Organization ;CBO）、NGO、自治体が協働して行う「地域主体型国際協力」のこと。

CDI-JAPANは、日本のCDI活性化のための研究、ノウハウやネットワークの提供を行っている。

がある。

水俣市は、公害によるマイナスの歴史を出発地点とすることによる物理的復元(治水環境等)精神的復元(もやし直し)経済的復元を市の政策として打ち出している。その政策の一環として、市立水俣病資料館の設立や「水俣病経験の普及啓発に関するセミナー」や「水俣病環境問題シンポジウム」を途上国研修生に対して実施している。

この他、頻繁に触れられる例としては大分県の一村一品運動があるが、各事例に共通していえることは、地域に根ざした問題が国際協力に発展し、結果的にお互いの地域に利益をもたらしていることである。小泉改革には、地方分権も含まれており、中央依存型体質から脱却する地域興しの過程で、いまだ多くの地域が経験をしていない上記のような施策づくりへのニーズが高まっていくと思われる。この時、国際協力は国民(地域住民)の生活とも関係した物事になり、ODAだけではなく、広い意味での国際協力に対する理解が得られる環境が生まれるだろう。もちろん、開発コンサルタントにとっても、新しい活躍の場が生まれることが予想される。

3. 開発コンサルタントの役割

地域からの国際協力は、自治体、NGO、CBO等の地域に根ざした組織が主役であるものの、実りある国際協力にするためには、国内及び途上国における業務に精通し、両地域に利益を生み出す仕組み作りを支援することができるコーディネータが必要不可欠である。自分達の住む地域ニーズと直結した国際協力であれば、プロジェクトの必要性及びその効果・効率性の判断に際して、国民(市民)の参加意識の向上



写真：
浮羽町の棚田

も見込むことが出来る。国際協力は、地域の活性化に不可欠の施策となるだろう。

地域発国際協力の市場が、どれだけの拡大を見込めるかはまだ未知数ではあるが、このコーディネータの機能を開発コンサルタントが担い、地域発国際協力を支援していくことは十分に可能だと思われる。具体的には、1)国際協力に通じる資源の掘り起こしに際しての途上国事情を踏まえた資源選定の支援、2)プロジェクト立案時のフィージビリティの分析及び現地側・国際機関・国内援助関係機関との各種調整、3)プロジェクト実施に関わる契約等法務面の支援、4)国際調達に際しての支援、5)途上国におけるプロジェクト運営支援、6)ベースライン及び事後評価支援等が考えられる。ECFA事務局としても、こうした動きを積極的フォローできるようにしていきたいと考えている。既に、平成13年度ソフト分野技術協力調査支援事業では、アイ・シー・ネット株式会社の「中小小売業の組織強化-公設市場と商店街の経験から-」を採択した。同社による調査は、日本の公設市場・商店街活性化の施策を整理した上で、これらの経験を活かし、EU加盟を控えるハンガリーの中小小売業活性化のための協力策を検討するものである。また、人材育成面にも力を入れている。今年度はFASIDと共催でPRA(Participatory Rural Appraisal=参加型村落評価・調査)の研修コースを開設した。PRAは、住民参加によるプロジェクト効果向上のために、国内の地方自治体でも活用している事例がある。さらに、ハワイの大学と提携したプロジェクト評価・モニタリングに関する研修コースを秋口開設に向けて準備を進めている。こうした事業が、会員企業の一助となれば幸いである。

【参考資料】

- ・ CDI-JAPAN、マイケル・シューマン
「自治体国際協力の時代」大学教育出版 2001
- ・ 財団法人 自治体国際化協会ホームページ
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>
- ・ 「途上国の印象いまひとつ」
日本経済新聞 2001年7月2日

3. PRAとは地域住民が自分達の生活や環境の実態を自ら表現・分析し、さらには起こすべき行動を自ら計画し、その計画・行動をモニタリング及び評価する手法、アプローチのこと。ECFA-FASIDで6月に研修を実施した。



ECFA会員企業の安全管理に関するアンケート結果

ECFA事務局

はじめに

ECFA会員企業の多くは、途上国における現地調査・業務に携わっているが、近年、各地で政治、民族、宗教などさまざまな要因を背景として、政情不安や治安悪化が生じている。このような状況の中で、業務遂行中に一般犯罪も含めて事件に巻き込まれるケースが増加している。また、交通事故、災害、疾病などさまざまな危険と隣り合わせで、業務に取り組んでいるのが現状である。

このような環境の中で、1999年8月23日、キルギス共和国南西部オシュ州アルティンジルガ地区で資源開発調査に従事していたJICAの専門家4名が、タジキスタンより越境してきた武装勢力に誘拐される事件が発生した。その後、10月25日に、4名の専門家と通訳がタジキスタンとの国境地帯にあるキルギス領内のカラムイクで無事保護された。この「キルギス事件」を契機に、ODA関連事業の遂行に

あたったの安全対策や危機管理に対する政府および関係機関の関心が高まり、当協会でも問題の重要性からECFA安全管理連絡会を設置し、安全管理に関する問題への取り組みを開始している。

ECFA会員企業の安全管理に関するアンケート

安全管理連絡会の活動の参考として、ECFA会員企業の安全管理の現状についての情報提供への協力を昨年度末お願いした。コンサルタント会員全社に配布し回答をいただいた会員企業は39社であった。（〔アンケート結果は8頁参照〕）

この通りアンケート結果からは、会員企業の安全管理に対する関心が高くなっていることが明確になっているが、一方で安全管理体制がまだ十分に整備されていない企業も見受けられる。安全管理連絡会を通じた情報の収集・提供や安全管理マニュアルの整備などへの要望が以下のように寄せられている。

ECFA安全管理連絡会への要望事項

- ・ 重大事件発生時に、Eメール等で会員宛てに連絡するネット・ワークの構築が必要。
- ・ 会員全てに安全管理は必要。出来ることからはじめ、徐々に高めていくことが必要。
- ・ 外務省公開以外の情報が入手できれば有り難い。
- ・ コンサルタントは安全管理が弱い。しかし慎重な対応が要求される。マニュアルが必要。それを基に会員が独自に対応を上積みしていく。
- ・ 安全管理情報は、会員同士交換し辛いかもしれない。ただ、安全管理は重要なので、その広報活動が必要である。
- ・ Eメール等で生の情報公開が必要。
- ・ ECFA安全管理連絡会に加わりたい。安全管理は、こ

れまで以上に重要。

- ・ ECFA安全管理連絡会に加わりたい。
- ・ 安全は、スムーズなコンサルティング業務の遂行上必要。
- ・ ECFAで海外安全マニュアルを作成し、定期的に更新して欲しい。
- ・ ECFAで安全管理マニュアルのひな形を作成して欲しい。
- ・ 安全対策マニュアルを作成して欲しい。
- ・ 当社でも、安全の手引きとべからず集・行動規範の新規作成・研修の実施などについて検討中である。
- ・ 連絡会の目的を明確にしてほしい。情報の収集と提供から始めてはどうか。

ECFA安全管理連絡会とは

ECFA会員企業を対象として、ODAを中心とする海外業務に係る安全管理および危機管理に関する事項の協議、情報交換を行う場を設け、会員企業の安全管理体制の向上に資することを目的としている。

安全管理連絡会は、幹事会（日本工営、PCI、三祐コンサルタンツ、パスコ、ECFA事務局）と連絡会（参加会員企業）で構成される。

安全管理連絡会についてのお問い合わせは、ECFA事務局連絡会担当：中村、大嶋まで。尚、平成13年度第一回連絡会は、8月23日に、それに先立って幹事会が20日に開催される。

社団法人海外邦人安全協会

（旧海外安全推進官民協力の会）とは

外務省は湾岸危機の経験を踏まえ、邦人保護課、海外安全相談センター内に海外進出企業・団体との官民協議の場として海外邦人安全対策官民協力会議（海安協）を1992年6月に設立した。この海安協の民間企業側の付属団体として海外安全推進官民協力の会があった。この会は平成12年12月定款変更により社団法人海外邦人安全協会として活動するようになった。従来の日本人旅行者個人のみならず、日本の企業・団体を対象に海外での安全を推進することを専門とする日本で唯一の社団法人である。

【 アンケート結果 】

設問1 御社では海外業務にかかる安全管理(事故、災害、犯罪、疾病など)に関する担当者がいますか。

- a. いる 26社
b. いない 13社

設問2 安全管理に関するマニュアルについて
(1)御社では海外業務にかかる安全管理に関するマニュアルがありますか。

- a. ある 18社
b. ない 20社
その他「一応の取決め」はある) 1社

(2)どのようなマニュアルを作成されていますか
(複数回答)

- a. 事故 15社
b. 一般犯罪 13社
c. 保健・衛生 9社
d. テロなどの事件対策 10社
e. その他 9社

設問3 社員に対する安全管理の周知について
(1)安全管理に関する定期的な講習会やセミナーなどを開いていますか。

- a. 開いている 7社
b. 開いていない 32社

(2)海外業務派遣時に随時安全管理対策の徹底を行っていますか。

- a. 徹底している 23社
b. 徹底していない 16社

設問4 事前に海外業務派遣先の安全管理に関する情報収集を行っていますか。

(海外危険情報、衛生情報など)

- a. いる 34社
b. いない 5社

設問5 緊急時の連絡体制について
御社ではどのような体制をとっているのか、該当する項目に○をつけてください(複数回答)

- a. 緊急時の連絡網は整備されている 32社
b. 夜間・休日でも責任者に連絡がつく 29社
c. 通信事情の悪いところに派遣する際には衛星電話(インマルサットなど)を携帯させている 12社
無線機携帯 1社
回線電話・モバイル携帯 1社
d. その他(具体的にお書きください)
支店・営業所・エージェントを配置 1社
e. 特にとっていない。 1社

設問6 海外安全推進官民協力の会について、該当する項目に○をつけてください。

- a. 入会している 5社
b. 今後入会する予定 6社
c. 知らない、または入会予定なし 26社
d. 検討中 1社

設問7 海外業務派遣時の事故・事件について

(1)事故・事件に巻き込まれたことがありますか。

- a. ある 27社
b. ない 11社

(2)どのような事故・事件に巻き込まれましたか。
(複数回答)

- a. 事故 15社
b. 一般犯罪 13社
c. テロなどの事件 3社
革命 ... 1社 暴動 ... 5社 タクシー強盗 ... 2社
内戦・内乱 ... 2社 クーデター ... 3社
d. その他 脅迫電話 1社 疾病 1社

(3)今後の海外業務の安全管理体制の強化・環境改善のために事故・事件に関する情報提供にご協力いただけますか。

- a. 協力する 39社
b. 協力しない 0社

■第4回セクター別セミナー

「インド産業とIT産業」開催

7月12日(木)当協会会議室において標題セミナーが開催された。今回はIT分野を取り上げ、インド大使館公使S.スンダリーシャン氏をお招きし、成長著しいインドIT産業の現状と日本との協力関係に関してご講演いただいた。講演では、インド全般の経済概況とインドにおける投資環境についてのご説明の後、インドIT産業の動向に関する紹介がなされた。また、講師からIT分野におけるインド-日本間の協力関係づくりに関する課題も提示された。参加者は7社10名であった。

■第8回アドホックセミナー「JICA鉱工業分野

開発調査の事業実施計画と重点施策」開催

7月17日(火)当協会会議室において標題セミナーが開催された。国際協力事業団鉱工業開発調査部計画課課長堀史郎氏と同課長代理高田裕彦氏を講師に迎えて、鉱工業分野の重点課題についてご説明いただいた。併せて、会員からの電力分野の知的支援、インドネシアの中小企業支援、タイの産業廃棄物、WTO支援の具体的案件、インドの開発調査、ソフト知的支援のモデル、CDMの今後、PRSPとJICAの支援との整合性、地場産業支援、といった項目についての質問に対し、JICA側の見方が提示された。参加者は会員企業より26名であった。

■第5回地域・国別セミナー「中央アジア諸国の

政治・経済状況と日本の援助方針」開催

7月19日(木)当協会会議室において、標題セミナーが開催された。講師に外務省欧州局新独立国家課長補佐 徳永博基氏をお迎えし、中央アジア諸国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン)に共通する歴史・文化的特徴や、同地域における全般的政治・経済情勢の他、各国毎の政治・経済の近況、日本政府の対中央アジア諸国支援動向、さらには今後の援助方針についてご説明いただいた。今後は、国別援助計画を基に各国別のニーズに応じた木目細かな支援を行う他、従来の大規模な経済インフラ案件に加



え、無償資金協力案件をも拡充する、またそのためにコンサルタントにも優良案件の形成等の面で協力いただきたい、とのお話であった。参加者は会員企業より32名、事務局より2名であった。

■第9回アドホックセミナー「再生可能エネルギー

利用による電化事業への取り組みと課題」開催

7月24日(火)当協会会議室において標題セミナーが開催された。講師としてJICA鉱工業開発調査部資源開発調査課課長大竹祐二氏をお招きし、途上国における再生可能エネルギー分野での日本の取り組みについて講演頂いた。予算的には、JICAの鉱工業開発部は年間約80億円の予算総額で工業分野30億円、鉱業分野50億円の開発調査を実施し、さらに鉱業分野の中ではエネルギー分野25億円、資源開発分野25億円の活動を実施。特に再生可能エネルギーは、ローカルエネルギー活用の観点から太陽光・風力・小水力発電等の開発プロジェクトを年間7-8件実施し、分散型のエネルギーニーズに対応しようとしている。こうした中、世界銀行では“市場メカニズム”が機能する形態の支援を行っているが、JICAでは貧困層や農村部の電化を視野に、過去の成功例・失敗例の研究を通じ別の仕組みを模索している。当面は総合的な取り組みを重視し、JBICやNEDO等の援助機関とより連携を図り、コンサルタント初め国内の関係機関の参加を仰ぎ実施していく方針にある。参加者は会員企業より27名であった。

■第5回セクター別セミナー「基礎教育分野における

援助動向と日本の開発援助の役割」開催

7月27日(金)当協会会議室において、標題セミナーが開催された。講師として国際協力事業団国際協力専門員(教育分野)村田敏雄氏を迎え、グアテマラでの女子教育協力に携わった経験を有する村田氏から、基礎教育分野の開発援助の重要性ならびにその理論的根拠や基礎教育プロジェクトのスキームおよびアプローチに関して、各援助機関の手法・動向と比較しながら解説がなされた。教育分野における今後のコンサルタントの役割につい

ても議論がなされた。会員6社11人、一般1団体1人、事務局より2人の計14人が参加し、活発な質疑応答がなされた。

■ 国庫補助金による調査団派遣事業事前審査会開催
7月31日(火) 当協会会議室にて標記審査会が開催された。今回は会員より8月派遣予定案件として応募いただいた6案件について、審議が行われた。審査員として経済産業省技術協力課、同 資金協力課、オブザーバーとして国際協力事業団鉱工業開発計画課、国際協力銀行プロジェクト開発部よりご参加いただいた。審議の結果、一般プロジェクト案件として2件、開発政策協力プロジェクトとして1件が派遣事業案件として採択された。

次回、9月派遣予定案件の募集は8月上旬の予定です。案件募集案内のE-メール配信ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

■ 第6回地域・国別セミナー「カンボジア：最近の経済・投資環境と開発計画」開催

7月31日(火) 当協会会議室において標題セミナーが開催された。今回は、当協会事務局・総括マ

ネージャーの小川武彦が講師を務め、「カンボジア：最近の経済・投資環境と開発計画」をテーマにセミナーを行った。小川は、1998年から3年間、JICA長期専門家としてカンボジア商務省に勤務し、輸出振興および投資促進の政策立案・実施を支援した。

本セミナーでは、カンボジアの経済・投資環境の現状が紹介されるとともに、開発ポテンシャルの高い地域の開発の可能性について説明が行われた。なお、セミナーの参加者は23名であった。

編集後記

今夏は空梅雨、猛暑の影響で水不足はかなり深刻な様相を呈している。水がどれほど貴重な資源であるかを実感する。歯磨きをする際、食器を洗う際などはひと手間かけても一度蛇口を閉める様に心がけたい。(M.T.)

平成13年8月15日発行 第38巻5号

編集発行人 松下 弘

社団法人 海外コンサルティング企業協会

〒100-6031 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

(霞が関ビルディング31階)

電話 03(3593)1171 FAX03(3593)1172

URL : <http://www.ecfa.or.jp>

平成13年度国際協力専門員募集

国際協力専門員は、わが国の技術協力事業に携わるJICA直属の専門家です。JICAにおける技術協力の中核的専門スタッフとして、途上国への技術指導のための専門家等としての海外勤務と、各種事業の企画・立案・実施に関する技術的助言等の国内勤務のローテーションを繰り返します。

1. 委嘱予定人員：若干名

2. 応募資格

(1) 当事業団の性格並びに活動を理解し、国際協力に強い関心と意欲を持っている方

(2) 開発途上地域において長期の技術協力活動を主体とする勤務を志向する方

(3) 開発途上地域の経済社会開発の協力に必要な幅広い経験に裏打ちされた専門技術能力を有する方

(4) 途上国での技術協力又はこれに準ずる技術指導の経験を長期間有する方

(5) 途上国の事情に精通し、指導力、交渉力、協調性等の資質を有する方

(6) 十分な外国語能力(英、仏、西)を有する方(TOEFL560点(Computer-Based220点)以上、TOEIC760点以上を目処とします。)

(7) 大学又はこれと同等以上の学力を有する方

(8) 年齢は原則として40～50才の方

(9) 人格に優れ、心身ともに健康な方

3. 募集分野

経済開発、教育、保健・医療、環境(廃棄物処理)

地下水開発、評価

4. 選考日程・内容(予定)

応募受付：平成13年7月中旬～9月21日(金)

募集説明会：8月29日(水)18:00～20:00

(於：国際協力総合研修所)

9月5日(水)18:00～20:00

(於：国際協力総合研修所)

第一次選考(書類選考)：10月上旬

第二次選考(筆記試験)：10月27日(土)

(JICA本部・国内機関・在外事務所)

第三次選考(面接試験)：12月上旬～中旬(JICA本部・東京)

最終可否通知：12月下旬

5. 委嘱時期

原則として合格通知から1年以内とし、内定者と個別に相談の上決定します。

6. 委嘱期間

委嘱期間は1年間とし、委嘱終了時に必要と認められる場合には最大4回までの再委嘱を行います。

詳細についてはホームページ並びに募集要項を参照下さい。なお、募集要項はホームページより入手されるか、ハガキ、faxまたはe-mailで下記宛先まで請求下さい。

国際協力事業団ホームページ

<http://www.jica.go.jp/Index-j.html>

国際協力事業団 国際協力総合研修所 国際協力専門員室

senmonin@jica.go.jp

Tel:03-3269-3203 Fax:013-3269-2054